

四国地区土地政策推進連携協議会

第8回総会

令和5年6月5日（月） 14:00～

Web会議

四国地区土地政策推進連携協議会 第8回総会
参加者名簿

会 員

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|------------------------|--------------|---------|---------|
| 国土交通省 四国地方整備局 建政部 | 部 長 | 宮 武 一 郎 | |
| 国土交通省 四国地方整備局 用地部 | 部 長 | 綿 川 和 明 | 会長代行 |
| | 用地補償・土地調整管理官 | 三 谷 和 実 | 幹事会座長代理 |
| 法務省 高松法務局 民事行政部 | 首 席 登 記 官 | 木 下 正 彦 | |
| 財務省 四国財務局 管財部 | 管 財 部 長 | 榎 本 隆 | |
| 農林水産省 中国四国農政局 経営・事業支援部 | 農地政策推進課長 | 春 名 秀 樹 | |
| 徳島県 県土整備部 用地対策課 | 課 長 補 佐 | 富 山 剛 | |
| 香川県 土木部 土木監理課 | 主 幹 | 陶 山 尚 志 | |
| 愛媛県 土木部 土木管理局 用地課 | 主 任 | 和 田 敦 史 | 代理 |
| 高知県 土木部 用地対策課 | 課 長 | 中 平 文 男 | |

協力会員

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|-----------------------------|-----------|-----------|----|
| 四国弁護士会連合会 | 常 務 理 事 | 古 屋 時 洋 | |
| 日本司法書士会連合会 四国ブロック会 | 副 会 長 | 岩 野 哲 | |
| 日本土地家屋調査士会連合会 四国ブロック協議会 | 事 務 局 長 | 前 田 昌 利 | |
| 四国不動産鑑定士協会連合会 | 広 報 委 員 長 | 長 尾 直 樹 | |
| 一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部 | 支 部 長 | 岡 兵 典 | |
| | 事 務 局 長 | 道 北 省 三 | |
| 日本行政書士会連合会 四国地方協議会 | 副 会 長 | 村 上 正 志 | |
| 公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会 | 会 長 | 清 水 哲 也 | |
| 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 | 会 長 | 加 内 雅 彦 | |
| 公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会 | 会 長 | 姉 川 誠 | |
| 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会 | 会 長 | 矢 間 慎 一 | |
| 公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部 | 本 部 長 | 米 田 久 夫 | |
| 公益社団法人全日本不動産協会香川県本部 | 本 部 長 | 鈴 木 誠 司 | |
| 公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部 | 本 部 長 | 上 谷 進 | |
| | 副 本 部 長 | 美 崎 敏 昭 | |
| | 事 務 局 長 | 沖 野 鍊 太 郎 | |
| 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部 | 本 部 長 | 中 澤 正 志 | |

事務局

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 備考 |
|-------------|-------------|---------|----|
| 四国地方整備局 用地部 | 用 地 企 画 課 長 | 西 真 由 | |
| | 用地企画課建設専門官 | 赤 瀬 輝 洋 | |

(敬称略)

四国地区土地政策推進連携協議会 第8回総会

次 第

日 時: 令和5年6月5日(月) 14:00～

方 法: Web会議

| | | | |
|-------|------------------------------------|------------|-----|
| 議案(1) | 規約の改正について | ・・・・・・・・・・ | P1 |
| 議案(2) | 令和5年度活動方針(案)について | ・・・・・・・・・・ | P7 |
| 議案(3) | 情報共有等 | ・・・・・・・・・・ | P15 |
| | 1. 令和4年度活動報告について | | |
| | 2. 地方分権提案への対応について | | |
| | 3. 所有者不明土地を円滑に利用するための裁定申請マニュアルについて | | |

議案（１） 規約の改正について＜別紙１＞

四国地方整備局の組織変更により、規約第７条第４項の幹事会座長を「用地調整官」から「用地補償・土地調整管理官」へ改正する。

(案)

四国地区土地政策推進連携協議会規約

(名称)

第1条 本会は、四国地区土地政策推進連携協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号(令和4年4月27日改定)。以下「所有者不明土地法」という。)」の適正かつ円滑な施行を図るとともに、地方公共団体が行う用地業務、地籍調査等の土地政策を推進するため、関係する行政機関及び団体が連携することにより、もって当該業務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- 二 前号に掲げるもののほか、所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援
- 三 地方公共団体等の用地業務、地籍調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 四 その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- 五 前各号に関する相談体制(ネットワーク)の構築、相談窓口の設置

(構成員等)

第4条 本会は、別表1に掲げる会員及び協力会員(以下、「構成員」という。)並びに準会員をもって構成する。

- 2 協力会員は、本会の求めに応じて、専門的知見をもって助言等を行う者とする。
- 3 準会員は、総会で参加を認められた者とする。

(会長)

第5条 会長は、国土交通省四国地方整備局長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故等があり職務を遂行することができないときは、あらかじめ会長の指名する者が職務を代行する。

(総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、構成員をもって構成する。

- 2 通常総会は、原則として毎年1回会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 5 総会は、必要に応じて書面により開催することができる。
- 6 総会は、次の各号に掲げる事項を決定する。
 - 一 本規約の改正

- 二 構成員等の加入・退会
- 三 幹事会から提出された議案
- 四 その他重要な事項

(幹事会)

第7条 総会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成し、必要に応じて会長が開催する。
- 3 会長が必要と認めるときは、幹事以外の者に出席を求めることができる。
- 4 幹事会は、四国地方整備局用地部~~用地調整官~~用地補償・土地調整管理官が座長として主宰する。
- 5 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 本会の活動内容の調整及び執行に関する事項
 - 二 総会に提出する議案に関する事項
 - 三 総会が幹事会に委任した事項
 - 四 前各号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項

(分科会・作業部会)

第8条 本会は、第3条に掲げる事項に関する事務を行うための分科会又は作業部会を設けることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、四国地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局は本会運営のための事務を行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年2月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年8月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月5日から施行する。

別表1(第4条第1項関係)

四国地区土地政策推進連携協議会 構成員等名簿

一. 会員

国の機関

| 機関名 | 摘要 |
|-------|----|
| 国土交通省 | |
| 法務省 | |
| 財務省 | |
| 農林水産省 | |

県の機関

| 機関名 | 摘要 |
|-----|----|
| 徳島県 | |
| 香川県 | |
| 愛媛県 | |
| 高知県 | |

二. 協力会員

| 団体名 | 摘要 |
|--------------------------|----|
| 四国弁護士会連合会 | |
| 日本司法書士会連合会四国ブロック会 | |
| 日本土地家屋調査士会連合会 四国ブロック協議会 | |
| 四国不動産鑑定士協会連合会 | |
| 一般社団法人日本補償コンサルタント協会 四国支部 | |
| 日本行政書士会連合会 四国地方協議会 | |
| 公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会 | |
| 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 | |
| 公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会 | |
| 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会 | |
| 公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部 | |
| 公益社団法人全日本不動産協会香川県本部 | |
| 公益社団法人全日本不動産協会愛媛県本部 | |
| 公益社団法人全日本不動産協会高知県本部 | |

三. 準会員

国の機関

| 機関名 | 摘要 |
|-----|----|
| 林野庁 | |

市町村

| 徳島県 | | | | |
|-------|-----|------|-------|------|
| 徳島市 | 鳴門市 | 小松島市 | 阿南市 | 吉野川市 |
| 阿波市 | 美馬市 | 三好市 | 勝浦町 | 上勝町 |
| 佐那河内村 | 石井町 | 神山町 | 那賀町 | 牟岐町 |
| 美波町 | 海陽町 | 松茂町 | 北島町 | 藍住町 |
| 板野町 | 上板町 | つるぎ町 | 東みよし町 | |

| 香川県 | | | | |
|------|-------|------|------|------|
| 高松市 | 丸亀市 | 坂出市 | 善通寺市 | 観音寺市 |
| さぬき市 | 東かがわ市 | 三豊市 | 土庄町 | 小豆島町 |
| 三木町 | 直島町 | 宇多津町 | 綾川町 | 琴平町 |
| 多度津町 | まんのう町 | | | |

| 愛媛県 | | | | |
|-----|-----|-------|-------|------|
| 松山市 | 今治市 | 宇和島市 | 八幡浜市 | 新居浜市 |
| 西条市 | 大洲市 | 伊予市 | 四国中央市 | 西予市 |
| 東温市 | 上島町 | 久万高原町 | 松前町 | 砥部町 |
| 内子町 | 伊方町 | 松野町 | 鬼北町 | 愛南町 |

| 高知県 | | | | |
|------|-----|-------|------|------|
| 高知市 | 室戸市 | 安芸市 | 南国市 | 土佐市 |
| 須崎市 | 宿毛市 | 土佐清水市 | 四万十市 | 香南市 |
| 香美市 | 東洋町 | 奈半利町 | 田野町 | 安田町 |
| 北川村 | 馬路村 | 芸西村 | 本山町 | 大豊町 |
| 土佐町 | 大川村 | いの町 | 仁淀川町 | 中土佐町 |
| 佐川町 | 越知町 | 檮原町 | 日高村 | 津野町 |
| 四万十町 | 大月町 | 三原村 | 黒潮町 | |

別表2(第7条第2項関係)

四国地区土地政策推進連携協議会 幹事会名簿

| 機関名 | 担当部局 | 摘要 |
|-------|-------------------|----|
| 国土交通省 | 四国地方整備局用地部 建政部 | |
| 法務省 | 高松法務局民事行政部 | |
| 財務省 | 四国財務局管財部 | |
| 農林水産省 | 中国四国農政局 経営・事業支援部 | |
| 徳島県 | 県土整備部、農林水産部 | |
| 香川県 | 土木部、環境森林部、農政水産部 | |
| 愛媛県 | 土木部 | |
| 高知県 | 土木部 | |

議案（２） 令和５年度活動方針（案）について

四国地区土地政策推進連携協議会の令和５年度の活動方針（案）については、以下のとおりである。

１．「よろず相談会」について

○概要

各市町村の担当者向けに、用地業務に関する相談を受け付ける相談会を開催する。昨年度と同様に、協議会側からは整備局（各事務所の用地対策官）及び各県担当による対応を予定している。

また、昨年度に引き続き、協力会員である（一社）日本補償コンサルタント協会四国支部も同席予定である。

詳細な実施要領については、今後の調整事項とする。

○時期

本年９月～１０月頃に、各県をブロック（別紙２）に分けて実施予定。
（詳細は各県と別途調整し決定予定）

○会場

整備局事務所又は県の出先機関事務所の会議室を予定（会場費用が発生しない方法で調整を行う）。市町村の希望によっては Web 開催も可とする。

２．講演会について

○概要

所有者不明土地問題等に関して学識経験者又は実務担当者等による講演会を予定している。

日程及び内容については、令和４年度に実施したアンケート結果（別紙３）、各方面の要望及び今後予定されている施策の検討状況等を踏まえて決定することとする。

なお、協力会員の有する専門的知識についての講演が必要となった場合については、必要に応じて協力会員へ講師派遣等の協力をお願いする。

○時期

本年８月、１１月頃実施予定としているが、回数及び日程の詳細については今後の調整事項とする。

○方法

Web 配信方式にて実施予定。

3. 講習会について

○概要

所有者不明土地問題や用地取得に関する講習会の開催を予定している。内容については、令和4年度に実施したアンケート結果（別紙3）及び各方面の要望を踏まえて決定することとする。なお、協力会員の有する専門的知識についての講義が必要となった場合については、協力会員へ講師派遣等の協力をお願いする。

○時期

本年9月～11月頃実施予定。各県の用地対策連絡（協議）会が主催する研修会との同時期開催等を含めて、詳細な日程については今後の調整事項とする。現時点の状況は以下のとおり。

<徳島県>

| 日時 | 場所 | 県用対との関係 |
|-------|---------------|---------|
| 10月下旬 | 未定（県で選定） | 単独開催を希望 |
| 講義時間 | 講義内容 | |
| 半日程度 | 講義内容については今後調整 | |

<香川県>

| 日時 | 場所 | 県用対との関係 |
|------|---------------|---------|
| 9月以降 | 未定（県で選定） | 同時開催を希望 |
| 講義時間 | 講義内容 | |
| 半日程度 | 講義内容については今後調整 | |

<愛媛県>

| 日時 | 場所 | 県用対との関係 |
|------|---------------|---------|
| 9月 | 未定（県で選定） | 同時開催を希望 |
| 講義時間 | 講義内容 | |
| 半日程度 | 講義内容については今後調整 | |

<高知県>

| 日時 | 場所 | 県用対との関係 |
|-------------|---------------|---------|
| 10月下旬～11月上旬 | 未定（県で選定） | 同時開催を希望 |
| 講義時間 | 講義内容 | |
| 半日程度 | 講義内容については今後調整 | |

○会場

各県の用地対策連絡（協議）会が主催する研修会の場等を活用することとする。

4. 相談体制の充実

よろず相談会以外でも随時事務局にて相談を受け付ける。市町村から別紙4「相談連絡票」をメールにて事務局へ提出してもらい、内容に応じて協力会員へも協力を仰ぎながら対応する。

※連携協議会 HP（相談連絡票、メール送信先掲載）

<https://www.skr.mlit.go.jp/youti/tochiseisaku/toiawase/index.html>

【参考】

（相談～助言等、共有の流れ）

- ・市町村から連携協議会事務局への相談は、相談連絡票（別紙4）のメール送付にて行う。
- ・相談連絡票が届いた段階で事務局にて内容を確認し、相談内容に応じて専門的知見を有する協力会員を選定、対応を依頼する。
 - ①事務局が選定した協力会員（窓口）に対して、市町村から提出のあった相談連絡票を送付し、助言等の対応が可能か確認する。
 - ②協力会員による助言等の対応が可能な場合、市町村に対して事務局にて選定した協力会員（窓口）を紹介し、市町村から直接協力会員（窓口）へ連絡・助言を求めることを連絡する。
 - ③市町村から協力会員へ連絡し、助言を求める。
 - ④協力会員は市町村に対して専門的知見により助言等を実施する。
 - ⑤協力会員は、助言等の内容について相談連絡票の「対応内容」欄に記載し、事務局へメールにて報告する。
- ・事務局は、相談案件に対する対応結果（個人情報等は除く。）について、連携協議会HPに掲載することで情報共有を実施する。

5. 各種会議の開催予定

【第8回総会】

| | |
|----|--|
| 日付 | 令和5年6月5日(月) |
| 方法 | Web 会議 |
| 議事 | (1) 規約の改正について (2) 令和5年度活動方針(案)について (3) 情報共有等 |

【幹事会】

<第1回>

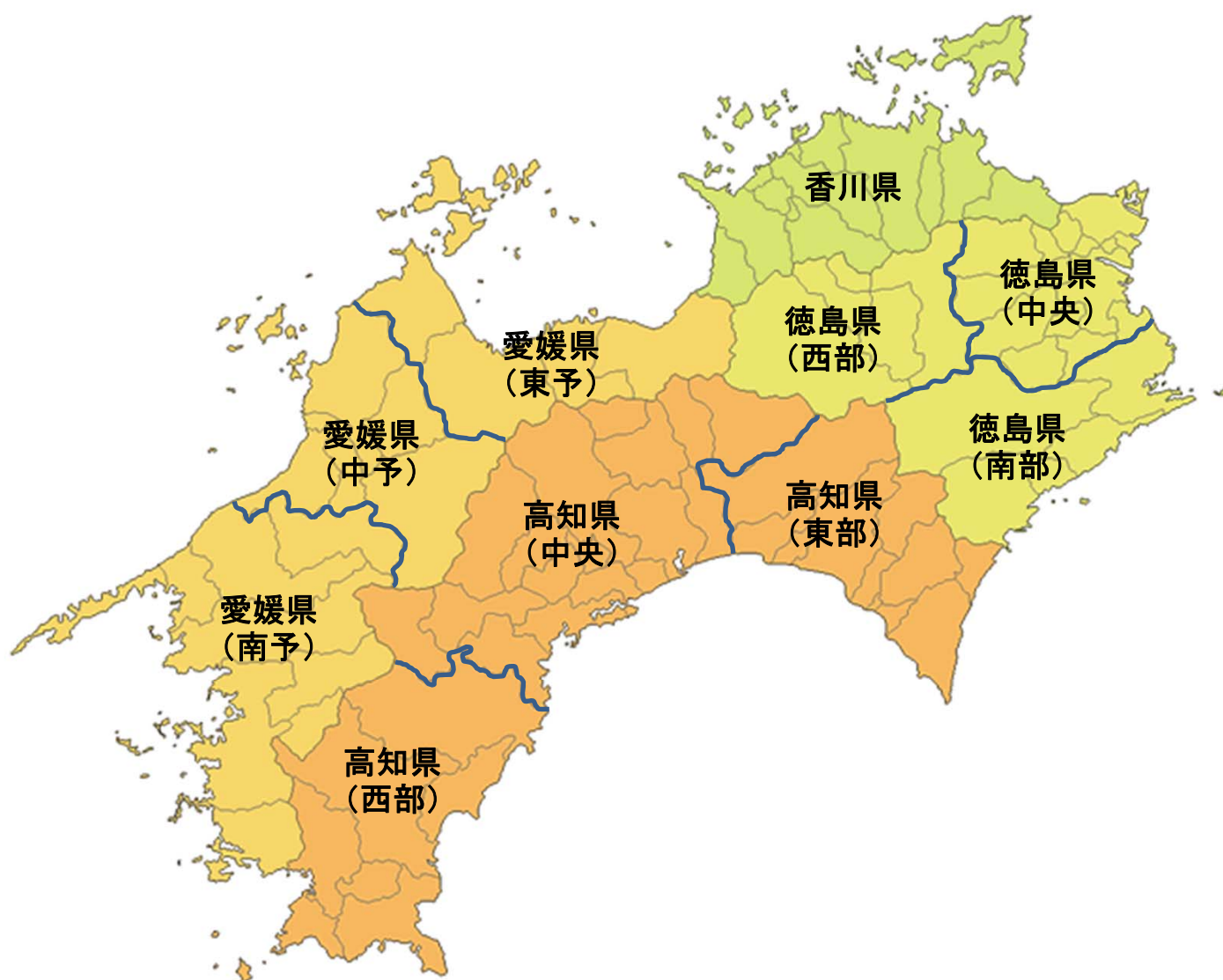
| | |
|----|--------------------------------|
| 日付 | 令和5年4月21日(金) |
| 方法 | Web 会議 |
| 議事 | (1) 第8回総会における議案について (2) その他 |

<第2回>

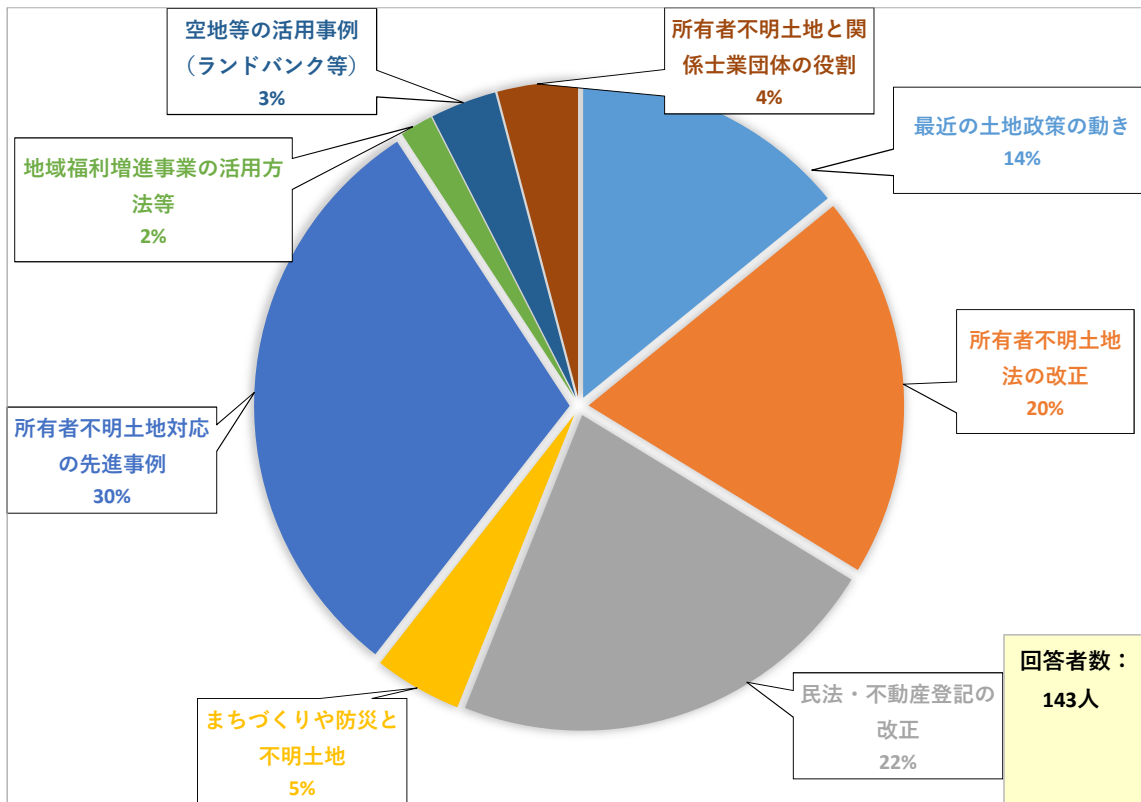
| | |
|----|---|
| 日付 | 令和6年2月頃 |
| 方法 | Web 会議 |
| 議事 | (1) 令和5年度の活動報告について (2) 令和6年度活動方針(案)について (3) その他 |

※年間活動計画のイメージは別紙5のとおり

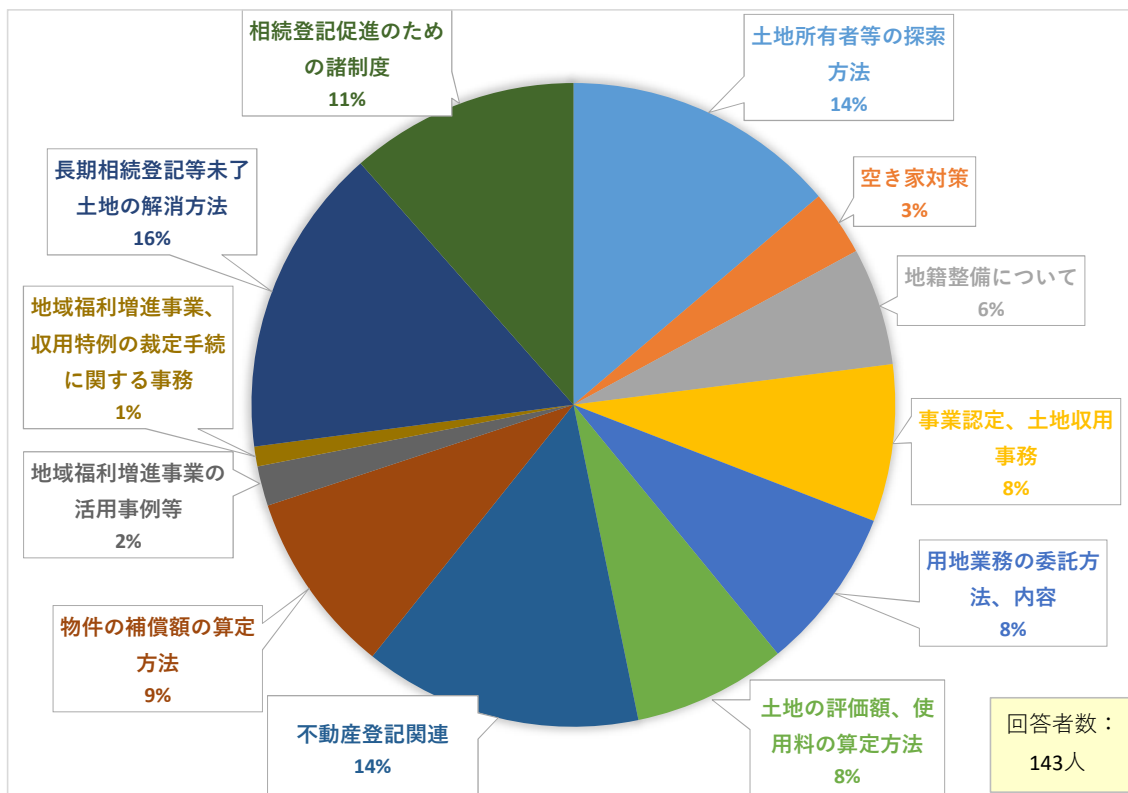
よろず相談会 ブロック分け図(案)



1. 土地政策推進連携協議会における講演会で聞いてみたいと思うテーマ



2. 土地政策推進連携協議会における講習会で受講したい講義内容



相談連絡票

| | | | | | | | |
|---------------|--------------------|------|--|------|--|----|--|
| 相談 機関 等 | 年 月 日 | | | | | | |
| | 市 町 村 (相談者) | 市町村名 | | 課室名 | | 係名 | |
| | | 氏名 | | | | | |
| | | 電話 | | mail | | | |
| 内 容 | 相 談 内 容 | | | | | | |
| | 対 応 内 容 | 回答者 | | | | | |
| | | | | | | | |
| 特 記 事 項 | | | | | | | |

※「個人情報」については記載しないでください。(添付書類含む)

※相談にあたっては、必要に応じ補足資料等を添付していただいて構いません。

四国地区土地政策推進連携協議会 令和5年度活動計画(案)

別紙5

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の状況等により、Web開催としていますが状況により変更となることがあります。

| 行事等 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------|-----------------------|----|----------------------|----|-------------|------|------|-------------|-----|----|-----------------------|----|
| 総会(回数を通算) | | | 第8回 総会 (Web会議) | | | | | | | | | |
| 幹事会(回数は年度) | 第1回 幹事会 (Web会議) | | | | | | | | | | 第2回 幹事会 (Web会議) | |
| <活動メニュー> | | | | | | | | | | | | |
| ①よろず相談会 | | | | | | 開催予定 | 開催予定 | | | | | |
| ②講演会 | | | | | 講演会 開催予定 | | | 講演会 開催予定 | | | | |
| ③講習会 | | | | | | 開催予定 | 開催予定 | 開催予定 | | | | |

R5活動方針(案)説明
(参考)R4活動結果の再共有

R5活動結果のとりまとめ・報告
R6活動方針(案)説明

4県との日程調整等により決定予定

2回を予定

4県との日程調整等により決定予定

議案（3） 情報提供等

1. 令和4年度活動報告について

四国地区土地政策推進連携協議会の令和4年度の活動を、以下のとおり行った。

なお、令和4年度第1回幹事会において活動計画について承認を得ていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画変更を余儀なくされた。

①協議会に関する説明について

徳島県及び香川県の用地対策連絡（協議）会総会に合わせて、法務局施策の情報提供及び四国地区土地政策推進連携協議会の概要等について、市町村の担当者に説明を行った。

愛媛県及び高知県については用対連総会がメール会議となったため、本内容については Web（Microsoft Teams）により説明を行った。（松山地方法務局の説明のみ別開催）

○開催概要

<徳島県>

| | |
|-----|---|
| 日 時 | 令和4年5月20日（金） |
| 場 所 | あわぎんホール（徳島市） |
| 出席者 | 24市町村 |
| 説明者 | 四国地方整備局用地部用地企画課課長、徳島地方法務局1名 ※四国地方整備局からの説明は Web（Microsoft Teams）により愛媛県及び高知県への説明と併せて実施 |

<香川県>

| | |
|-----|------------------------------------|
| 日 時 | 令和4年5月20日（金） |
| 場 所 | 香川産業頭脳化センター（高松市） |
| 出席者 | 17市町村 |
| 説明者 | 四国地方整備局用地部用地企画課課長補佐、高松法務局 統括登記官 |

②よろず相談会について

市町村の所有者不明土地法担当者及び用地事務担当者を対象として、用地業務に関する相談を受け付ける相談会を開催した。

○開催概要

| | |
|-----|--|
| 日 程 | 令和4年9月12日（月）から令和4年10月20日（木） のうち 9日間 |
| 場 所 | 四国地方整備局出先事務所又は各県庁若しくは各県の出先事務所 |

相談員 四国地方整備局出先事務所及び四国各県の用地担当者
(一社) 日本補償コンサルタント協会四国支部担当者

相談者 四国管内の市町村の所有者不明土地担当者、用地事務
担当者等 10市町村

相談概要 「所有者不明土地の処理に関すること」、「補償内容に関する
こと」等の32件の相談があり、相談員のこれまでの経験
や知識に基づいて、問題の解決に向けた助言を行った。
※相談内容は、別紙6「よろず相談会での相談事例」を参照。

徳島県におけるよろず相談会の様子



高知県におけるよろず相談会の様子



③講演会について

以下のとおり、所有者不明土地問題に関する講演会を開催した。

<第1回>

日 時 令和4年6月2日（木） 13:30～15:00

方 法 Web 配信

講演概要

- ①所有者不明土地対策の推進
- ②地籍調査について
- ③低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置について

出席者 426名

<第2回>

日 時 令和4年11月21日（月）～12月16日（金）のうち
6日間 ※本省説明会（自治体向け、士業団体向け）を代用

方 法 Web 配信

講演概要

- （自治体向け）
- ①所有者不明土地法の改正概要及び支援措置について
 - ②所有者不明土地の利用の円滑化のための制度について
 - ③所有者不明土地の適正な管理及び推進体制の強化のための制度について

（士業団体向け）

- ①所有者不明土地法の改正概要について
- ②支援措置について
- ③士業等の専門家による取組
- ④民法等一部改正・相続土地国庫帰属法の概要について

出席者 204名

④講習会について

以下のとおり、所有者不明土地問題等に関する講習会を開催した。

<愛媛県>

日 時 令和4年9月27日（火）

場 所 にぎたつ会館（松山市）

講義概要

- ①長期相続登記等未了土地の解消、相続登記促進のための諸制度等について
- ②権利者探索について

講 師

- ①松山地方法務局不動産登記部門統括登記官 紅谷 泰子
- ②愛媛県司法書士会 末光 祐一

出席者 44名

<徳島県>

日 時 令和4年10月24日(月)

場 所 徳島県職員会館(徳島市)

講義概要 ①長期相続登記等未了土地の解消、相続登記促進のための諸制度等について

②権利者探索について

講 師 ①徳島地方法務局不動産登記部門統括登記官 曾根 雅徳

②徳島県司法書士会 小川 浩司

出席者 14名

<高知県>

日 時 令和4年10月28日(金)

場 所 高知県立県民文化ホール(高知市)

講義概要 ①長期相続登記等未了土地の解消、相続登記促進のための諸制度等について

②権利者探索について

講 師 ①高知地方法務局不動産登記部門統括登記官 濱田 裕美

②高知県司法書士会 大石 崇之

出席者 76名

<香川県>

日 時 令和4年11月11日(金)

場 所 Web配信

講義概要 ①長期相続登記等未了土地の解消、相続登記促進のための諸制度等について

②権利者探索について

講 師 ①高松法務局不動産登記部門統括登記官 大久保 貴裕

②香川県司法書士会 岩野 哲

出席者 85名

⑤各種会議の開催結果

【第5回総会(臨時)】

日 付 令和4年5月18日(水)
方 法 Web 会議
議 事 (1)協議会の名称変更について
(2)規約の改正について
参 加 者 会長代行、会員、協力会員

【第6回総会(臨時)】

日 付 令和4年8月5日(金)
方 法 書面会議
議 事 (1)組織拡充に関する規約改正について
(2)情報提供等
参 加 者 会長代行、会員、協力会員

【第7回総会】

日 付 令和5年2月20日(月)
方 法 Web 会議
議 事 (1)令和4年度活動報告について
(2)定例総会の開催時期について
(3)相談体制の充実について
(4)情報提供等
参 加 者 会長代行、会員、協力会員

【幹事会】

<第1回>

日 付 令和4年4月22日(金)
方 法 Web 会議
議 事 (1)年間活動計画(案)について
(2)令和4年度の活動計画(案)について
(3)事務分担(案)について
(4)情報提供等
参 加 者 座長、会員、事務局

<第2回>

日 付 令和4年7月25日(月)
方 法 Web 会議
議 事 (1)第6回総会資料について
(2)情報提供等
参 加 者 座長、会員、事務局

<第3回>

日 付 令和5年1月31日(火)
方 法 Web 会議
議 事 (1)第7回総会資料について
(2)その他
参 加 者 座長、会員、事務局

2. 地方分権提案への対応について

所有者不明土地に関連した下記地方分権提案への対応は別紙7のとおり。

- ・所有者不明土地法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に
- ・戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に

3. 所有者不明土地を円滑に利用するための裁定申請マニュアルについて

地域福利増進事業及び収用特例における裁定申請手続きをまとめた「所有者不明土地を円滑に利用するための裁定申請マニュアル」が作成され、下記国土交通省 HP に掲載（掲載箇所は別紙8参照）。

（掲載箇所の URL）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

相談事例について紹介します。（なお、個別の事情によって対応が変わる可能性もありますので、対応概要については参考程度としてください。）

○特別案件処理に関すること（相続財産管理人、不在者財産管理人、多数相続など）

| 相談概要 | 対応概要 |
|---|---|
| <p>法定相続人の1人が所有者不明となっているが、こういった土地を購入する方法はないか。R5.4.1より施行される改正民法に共有制度の見直しが含まれているが、方法を知りたい。</p> | <p>民法改正による共有制度の見直し概要を説明するとともに、解決策として以下の方法を提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定を取得し、収用裁決を得て土地を取得 ・不在者財産管理人の選任により解決を図る |
| <p>表題部のみ登記されている土地の買収方法について</p> | <p>解決策として以下の方法を提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定を取得し、収用裁決を得て土地を取得 ・不在者財産管理人の選任により解決を図る <p>市町村が財産管理人制度を利用する場合、予納金等の予算措置が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局が実施する「表題部所有者不明土地解消作業」を活用し、所有者を特定させる |
| <p>隣接地の所有者が相続放棄を行っており、境界を確認する者がいない場合の対応方法について</p> | <p>解決策として以下の方法を提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定を取得し、収用裁決を得て土地を取得 ・相続財産管理人を選任し、隣接者として立会を行ってもらう （ただし、隣接地との境界確認のために起業者が管理人選任の利害関係人となれるか等確認が必要。） |
| <p>取得予定地の名義人が失踪しており、住民票が除票となっている場合の処理方法</p> | <p>下記内容を助言。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票除票の本籍地から戸籍を確認し、失踪宣告されているか確認。 ・されている場合は、死亡したものとみなされるので、法定相続人と補償協議を行う。 ・されていない場合は、親族に失踪宣告申し立ての協力依頼。 ・失踪宣告申し立てを拒絶される場合は、不在者財産管理人の手続による。なお、R5.4.1より所有者不明土地管理制度を利用し、特定の土地のみに特化して管理人を選任する手法があることも情報提供。 |
| <p>相続人が土地を国庫に帰属させることはできるか。</p> | <p>R5.4.27から国庫帰属制度が始まるが、境界未確定の土地は帰属できないことを説明。</p> |

○その他

| 相談概要 | 対応概要 |
|----------------------------------|---|
| 所有者不明土地の取扱いについて、他の市町村の取組状況を知りたい。 | 長期相続登記未了土地で相続関係図を法務局へ備え付ける制度は利用されている。（関係図を付記登記として備え付ける制度であり、利害関係人は閲覧、謄本がもらえる制度） |
| 地域福利増進事業について、他の市町村の取組状況を知りたい。 | 令和3年度までの活用事例は全国で1件のみ。 |
| 法人登記簿はあるが、実態がない法人を買収する方法 | 承継法人の調査や清算人の選任など、法務局と相談しながら進めていくことを助言。 |
| 筆界を特定する方法について | 地籍調査の場合、筆界特定制度の申請が可能と助言。 |

お役立ち情報

国土交通省のホームページ（所有者不明土地問題に関する最近の取組について）には、所有者不明土地法や各種通知文書等が掲載されていますので、業務の参考にご活用ください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

また、四国地方整備局用地部においても、協議会活動に関する資料を随時掲載しています。

<https://www.skr.mlit.go.jp/youti/tochiseisaku/index.html>

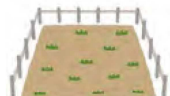
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、森林法等に基づく事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能に（住民基本台帳法）

現
行

①所有者不明土地法^(注1)に基づく土地所有者探索事務
②森林法に基づく林地台帳作成事務 等^{*}
を行うために、**住民票の写し等について、地方公共団体間での請求(公用請求)や、申請等での添付が必要**

所有者等が不明の土地

所有者等の現住所を速やかに特定する必要がある



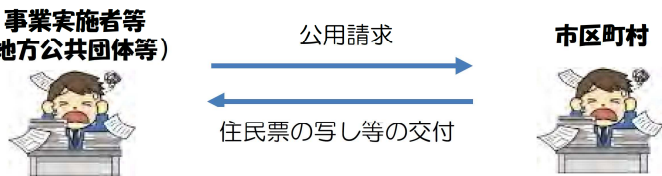
^{*}上記の事務のほか、①不動産登記法、②表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律、③農地法、④農地中間管理事業の推進に関する法律、⑤森林経営管理法に基づく事務などについても、所有者不明土地対策として住基ネットの利用を可能とする(注2)。

(施行日:公布の日から3月を経過した日)

支障

○公用請求は件数が膨大であり、複数回要する場合もあることから、所有者等の現住所の特定に時間を要する上、事業実施者等(地方公共団体等)にとっても、対応する市区町村にとっても負担となる

事業実施者等(地方公共団体等) → 公用請求 → 市区町村
市区町村 → 住民票の写し等の交付 → 事業実施者等(地方公共団体等)




○申請等の添付書類として住民票の写し等が必要とされる場合も、**住民票の写し等を交付する市区町村の事務負担**となっている。



見
直
し
後

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に所有者不明土地法等に基づく事務を追加

住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、
○公用請求が不要に
○住民票の写し等の添付が不要に




効果

○所有者等の現住所の速やかな特定が可能となり、**各事務の円滑な実施に寄与**

○市区町村では、公用請求への対応や住民票の写し等の交付に係る事務が減少し、**行政事務が効率化**

○申請書類等の削減により、**申請等の手続負担が軽減**



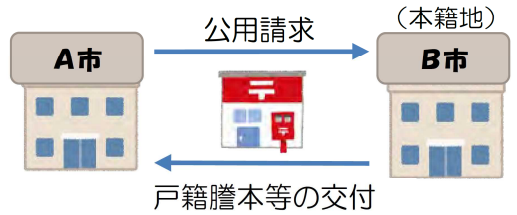
(注1) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)
(注2) その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づく事務についても住基ネットの利用を可能とする措置を講ずる。

戸籍証明書等の広域交付について、公用請求を行う市町村による利用を可能に (戸籍法)

(施行日: 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号) 附則第1条第5号に規定する施行の日)

現
行

○例えば、空き家の所有者の特定等のため、市町村が戸籍謄本等の**公用請求**を行う場合、**本籍地の市町村への請求が必要**



支障

- 公用請求は、本籍地の市町村に対して**郵送**でやり取りする機会が多いため、**戸籍謄本等を得るために1カ月程度の日数を要する**場合がある
- 所有者が不明の空き家等について、**所有者の特定に時間を要する**

住民の生活環境に深刻な影響

所有者が不明の空き家等

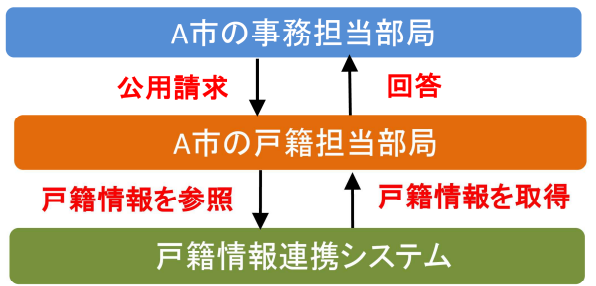


-24-



見
直
し
後

○市町村の事務担当部局が、同一市町村の戸籍担当部局に公用請求し、**戸籍情報連携システム**(令和5年度末に稼働予定)を利用して**戸籍情報を取得することを可能**(注)とする



効果

- 市町村における**公用請求に係る事務の効率化**に資する
- 市町村は、**管理不全の危険な空き家等に対して、速やかに改善依頼や勧告等を行うことが可能**となる



(注) 戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)により、本人等については、本籍地以外の市町村へ戸籍謄本等の請求が可能となる措置が既に講じられている(公布の日(令和元年5月31日)から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。

HPで検索される場合は「国土交通省 所有者不明土地」で検索願います。

人口減少時代における土地政策の推進～所有者不明土地等対策～

我が国においては、人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加や土地利用ニーズの低下、土地の所有意識の希薄化が進行しており、不動産登記簿等を参照しても所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる「所有者不明土地」の増加が見込まれています。

所有者不明土地は、公共事業や民間主体による開発事業の実施に際し、土地の所有者の探索等に多大な時間・費用を要するなど、円滑な土地利用の支障となっているところです。また、所有者による自発的な管理が行われる蓋然性が低い土地であり、適正に管理されないまま放置されることにより、周辺地域への土砂の崩落などの災害や、害虫の発生などの悪影響の要因となる場合もあります。

こうした所有者不明土地に関する諸課題に対し、内閣官房長官主宰の「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」において決定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」「所有者不明土地等問題 対策推進の工程表」に基づく取組が進められています。

【主な取組(国土交通省関連)】

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(所有者不明土地法)の制定(平成30年)・改正(令和4年)
 - 地域福利増進事業の創設、土地収用手続の合理化・円滑化、所有者不明土地の管理の適正化、所有者不明土地の所有者探索のための公的情報の利用等の特例、所有者不明土地対策の推進体制の強化 等
 - ※土地・建物管理制度に係る民法の特例については令和5年4月1日施行
- ・土地基本法の改正(令和2年)や同法に基づく「土地基本方針」の閣議決定(令和2年・令和3年)
 - 土地の適正な「利用」「管理」の確保の観点から土地政策を再構築
- ・民事基本法制の見直し(令和3年)
 - 所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直し

また、令和4年より、全国10地区に「土地政策推進連携協議会」を設置し、所有者不明土地対策をはじめ、広く土地に関する課題解決や地域づくりを支援しています。

※Twitter情報は[こちら](#)※

トピックス(新着情報)

- ・ 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議(第11回)が開催され、「空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進(政策パッケージ)」の報告及び新たな「所有者不明土地等問題 対策推進の工程表」の決定が行われました。(2023/2/27) New!
- ・ 改正所有者不明土地法に関するガイドライン等を公表～改正所有者不明土地法が施行されます～(2022/11/1)
- ・ 改正所有者不明土地法を施行し、対策を強化します～所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令が閣議決定～(2022/10/25)
- ・ 10月は「土地月間」、10月1日は「土地の日」です～第2回土地月間ポスターコンテストの大賞が決定しました～(2022/09/16)

- 所有者不明土地や低未利用土地の先進的取組を支援します！(2022/7/29)
- 「土地政策推進連携協議会」を設置します！～ 地方公共団体の土地に関する課題解決や地域づくりを支援します～(2022/5/10)
- 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。(2022/5/9)

土地基本法・土地基本方針・所有者不明土地関係

土地基本法・土地基本方針関係

○土地基本法・土地基本方針

- 土地基本法(平成元年法律第84号) ※土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)による改正前
- 土地基本法(平成元年法律第84号) ※土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)による改正後
- 土地基本方針(令和3年5月28日閣議決定)
(参考)過去の「土地基本方針」
 - ・土地基本方針(令和2年5月26日閣議決定)

○関係通知

- 土地基本方針の策定について(都道府県宛)(国土企第23号)
- 土地基本方針の策定について(地方整備局等宛)(国土企第29号)

○参考資料

- 改正土地基本法・土地基本方針の概要

○関係法令

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令(平成30年政令第308号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則(平成30年国土交通省令第83号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する不動産登記法の特例に関する省令(平成30年法務省令第28号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針(令和4年法務省・国土交通省告示第1号)《R4改正関係》
- 所有者の探索について特別の事情を有する土地及び当該土地に係る土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者を定める告示(平成30年国土交通省告示第1253号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第二条第三項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める耐用年数を定める告示(令和4年国土交通省告示第1088号)《R4改正関係》
(参考)過去の「所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針」
 - ・所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針(平成30年法務省・国土交通省告示第2号)

○ガイドライン・手引き

- 地域福利増進事業ガイドライン(令和5年4月国土交通省不動産・建設経済局)《R4改正関係》
- 地域福利増進事業ガイドライン(参考資料編)(令和4年11月国土交通省不動産・建設経済局)《R4改正関係》

- 所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン(令和4年11月国土交通省不動産・建設経済局)《R4改正関係》
- 所有者不明土地対策計画作成の手引き(令和4年11月国土交通省不動産・建設経済局)《R4改正関係》
- 所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定の手引き(令和4年11月国土交通省不動産・建設経済局)《R4改正関係》
(参考)改訂・新規作成されたガイドライン等の概要《R4改正関係》
 - ・【概要】地域福利増進事業ガイドラインの改訂について
 - ・【概要】所有者不明土地の管理の適正化のための措置に関するガイドライン
 - ・【概要】所有者不明土地対策計画作成の手引き
 - ・【概要】所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定の手引き

○関係通知

1. 全般

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について(平成30年国土企第37号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則及び「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について」の一部改正について(令和2年国不土第59号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について(令和4年国不土第76号)《R4改正関係》
- 民法等の一部を改正する法律の施行等について(令和5年国不土第97号・国住備第488号)《R4改正関係》

2. 地域福利増進事業・土地収用法の特例関係

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について(都道府県あて)(令和元年国土企第5号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行について(収用委員会あて)(令和元年国土企第6号)
- 地域福利増進事業からの暴力団排除の推進について(令和元年国土企第7号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第13条第1項の裁定等に係る補償金の供託に関する手続について(令和4年法務省民商第478号)《R4改正関係》
(参考)制定時
 - ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第13条第1項の裁定等に係る補償金の供託に関する手続について(令和元年法務省民商第12号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する裁定手続の開始の登記及び同登記の抹消並びに収用による所有権の移転の登記について(令和元年法務省民二第29号)

3. 土地所有者等関連情報の利用・提供関係

- 固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について(平成30年国土企第38号)(地域福利増進事業等関係)
- 固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地所有者等関連情報の内部利用について(令和4年国不土第77号)(所有者不明土地の管理の適正化関係)《R4改正関係》
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部施行に伴う地籍調査票等の取扱いについて(平成30年国土籍第588号)(地域福利増進事業等関係)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う地籍調査票等の取扱いについて(令和4年国不籍第381号)(所有者不明土地の管理の適正化関係)《R4改正関係》
- 土地所有者等関連情報の提供の対象からの暴力団排除の推進について(平成31年国土企第55号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第39条第1項に規定する地域福利増進事業等の実施の準備の為の戸籍謄本等の交付の請求の取扱いについて(平成30年法務省民一第1586号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税のために利用する目的で保有する土地の所有者等に関する情報の取扱い等について(平成30年総税固第73号)
- 農地台帳に記録されている土地所有者等関連情報の提供について(平成30年30経営1823号)
- 林地台帳に記録されている土地所有者等関連情報の提供について(平成30年30林整計第671号)

4. 不動産登記法の特例関係

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法等の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて(平成30年法務省民二第612号)

5. 職員派遣等関係

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく国土交通省職員の派遣について(平成30年国土用第47号・国土企第39号)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行について(令和4年国不土第78号)《R4改正関係》

○事務連絡

- 地域福利増進事業ガイドラインと所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法Q&Aの一部改訂について(令和2年12月)

○参考資料

- 【準備中】所有者不明土地法の概要
- 所有者不明土地法の改正概要と支援措置について
- 所有者不明土地の利用の円滑化のための制度について
- 所有者不明土地の適正な管理及び推進体制の強化のための制度について
- 補足資料
- 地域福利増進事業パンフレット《R4改正関係》
- 土地所有者向けリーフレット(連絡先記入欄なし)・土地所有者向けリーフレット(自治体用連絡先記入欄あり)
- 所有者不明土地法Q&A(令和3年4月) / 別紙
- 所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン
- 権利者探索の手引き
 - 表紙から第3章まで(目次、第1章総論、第2章権利者探索の方法、第3章所有者不明土地への対応に関連した各種制度の内容と手続き)
 - 第4章(各種専門家への相談・業務委託)
- 利用されていない土地の所有者に対するWebアンケート
- 所有者不明土地対応事例集
- 所有者不明土地ガイドブック
- 官民連携ガイドライン
- 裁定申請マニュアル ← 所有者不明土地を円滑に利用するための裁定申請マニュアル
 - ※「権利者探索の手引き」及び「所有者不明土地対応事例集」に関するご質問等は下記連絡先をお願いいたします。
不動産・建設経済局土地政策課公共用地室:03-5253-8111(代表)、内線30150

○関連予算・税制

【予算】所有者不明土地等対策事業費補助金(令和4年度創設) New!

所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索を図るため、所有者不明土地等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する地方公共団体等を支援します。

- 所有者不明土地等対策事業費補助金の概要
- 所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱
- 所有者不明土地等対策事業費補助金交付要綱
- 所有者不明土地等対策事業費補助金 様式集 (Word / Excel(様式1及び様式3の別添2))

【予算】所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進的事例構築推進調査(モデル調査)(令和元・2・3年度)

所有者不明土地法により創設された地域福利増進事業等の所有者不明土地対策に関し、NPOや民間事業者、地方公共団体等が単独もしくは連携して行っている先進的な取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援します。

支援を通じて得られた成果を公表し、全国の自治体等への取組の展開を図ることで、所有者不明土地の利用の円滑化、

適正管理を促進します。

※詳細は所有者不明土地法の円滑な運用に向けた先進事例構築推進調査(モデル調査)

【税制】地域福利増進事業に係る特例措置

地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促すため、地域福利増進事業の用に供するために土地を譲渡した者の譲渡所得に係る特例措置及び地域福利増進事業の用に供する資産に係る固定資産税等を軽減する特例措置を創設しています。

- 地域福利増進事業に係る特例措置
- 参照条文

【税制】総務省関係通知

- 地方税法第343条第5項の規定の適用に係る留意事項について(令和2年総税固第52号)

○地方公共団体における連絡窓口等

- 地方公共団体(都道府県・市町村)における連絡窓口
- 土地政策推進連携協議会

その他土地政策関係

○土地月間・土地の日

土地は、貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。

将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地を適正に利用・管理していくことが必要です。

国土交通省では、毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、土地政策の普及・啓発活動の充実を図っており、国と地方公共団体さらには関係団体等が主体となって、全国的な普及・啓発活動を展開することとしています。

○関連予算・税制

【予算】令和2・3年度ランドバンクの活用等による土地の適正な利用・管理の推進に向けた先進事例構築モデル調査

低未利用土地等の対策に関し、NPO団体や民間事業者、法務や不動産の専門家、市区町村等が単独もしくは連携して行う先進的な取組に対し、国がその実施に要する費用の一部を国の直轄調査を通じて支援します。

また、支援を通じて得られた成果を公表し、全国の自治体等への取組の展開を図ります。

- 令和2年度・令和3年度ランドバンクモデル調査成果

【税制】低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置

地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生の予防を図る特例措置を創設しています。

※本税制に関するご質問等は下記連絡先をお願いいたします。

不動産・建設経済局不動産市場整備課:03-5253-8111(代表)、内線30-656

- 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置
- 参照条文

※その他土地税制については[こちら](#)

○国と地方公共団体の連携

- [土地政策連携推進協議会](#)

○代表的な土地有効活用事例

- [土地活用モデル大賞受賞事例\(平成16年度～\)](#)

リンク

- [国土審議会土地政策分科会](#)
- [国土審議会土地政策分科会企画部会](#)
- [国土審議会土地政策分科会特別部会](#)
- [国土審議会土地政策分科会企画部会国土調査のあり方に関する検討小委員会](#)
- [所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法ガイドライン検討会](#)
- [所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討](#)
- [事業認定申請の手引きについて](#)
- [所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議\(内閣官房\)](#)
- [共有私道の保存・管理等に関する事例研究会\(第2期\)\(法務省\)](#)
- [共有私道における排水設備の円滑な設置等の促進に関する事例勉強会](#)
- [法制審議会民法・不動産登記法部会\(法務省\)](#)
- [所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法について\(法務局\)](#)
- [財政制度等審議会国有財産分科会\(財務省\)](#)

| |
|----|
| 土地 |
|----|

| |
|--|
| 国土交通省不動産・建設経済局土地政策課 電話 :03-5253-8111(内線30637、30638) |
|--|

国土交通省(法人番号2000012100001)

[アクセス情報・地図](#)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3(代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#)

[リンク・著作権・免責事項について](#)

[国土交通省のRSSについて](#)

[関連リンク集](#)

[国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集](#)